

フレックスタイム制に関する労使協定

と社員代表 とは、労働基準法第32条の3の規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

(フレックスタイム制の適用社員)

第1条 所属の社員を除く、全社員にフレックスタイム制を適用する。

(清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月 日から 日までの1ヶ月間とする。

(所定労働時間)

第3条 清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して1週40時間の範囲内で、1日 時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

(1日の標準労働時間)

第4条 1日の標準労働時間は、 時間 分とする。

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、 時間 分から 時間 分までとする。但し、 時間 分から 時間 分までは休憩時間とする。

(フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは、次の通りとする。

始業時間帯 時間 分から 時間 分まで

終業時間帯 時間 分から 時間 分まで

(超過時間の取扱い)

第7条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して、時間外割増賃金を支給する。

(不足時間の取扱い)

第8条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

(社員の協力義務)

第9条 業務上必要ある場合は、フレキシブルタイム中であっても会社が指定する時間、就業に協力するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から1年とする。

但し、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、社員代表いずれからも申し出がないときは、更に1年間の有効期間を延長するものとする。

平成 年 月 日

事業主

印

社員代表

印